

第三回 參議院農林委員會會議錄第三号

昭和二十三年十一月十六日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○畜産に関する農協同組合又は農業協同組合連合会が馬四組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案(内閣提出)

○家畜市場法を廃止する法律案(内閣提出)

○米の再生産保障に関する特別措置の実行状況に関する件

午後一時三十分開會

○委員長(緒見義男君) それでは只今から開會いたします。本日は最初に本委員会に本付託になっております「家畜市場法を廃止する法律案」及び「畜産に関する農協同組合又は農業協同組合連合会が馬四組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案」案この二つの法律案を議題にいたしまして、農林大臣から提案の理由を伺うことにいたします。それが済みましたらかねて公報を以て御通知申し上げておりますように、先般米價決定の際に將來の再生産保障のために必要な措置として附帯條件として閣議で決定を見ました事項につきまして、經濟安定本部並びに農林省等からその後の経過などを伺うことにいたします。

では最初に農林大臣から提案理由の説明をお願いいたします。

○國務大臣(周東英雄君) それでは只今提案になっております、二つの法律案について提案理由を御説明申し上げます。

案について提案理由を御説明申し上げます。

先ず最初に家畜市場法を廃止する法律案の提案理由を御説明いたします。

家畜市場法は明治四十三年家畜取引の公正を図る目的で、家畜市場開設の許可制度を骨子とし、その他市場取引の方法及び市場施設等に対する公益的見地からする取締及び監督に関する規定を内容として制定されたものであります。爾來約四十年を経過いたしました今日におきましては、市場開設に関する許可制度や、農業協同組合市場開設に関する特典を存続させることは、私的独占禁止の趣旨に鑑みまして妥當を欠く点もあり、且つ家畜の市場取引の實際につきましても、同法制定の趣旨の徹底によりましてすでに取引の当事者が公正な自由競争によつて自主的に取引に當るべき時期に至つたと考えられます。その他の公益上の取締を必要とする事項につきましても、例えば衛生に関する事項は家畜傳染病予防法の運用によりまして処置することとできます。その他の他の一般的取締事項に關しましては、現行法を以て画一的に規定することはむしろ地方の事情に適しないと思われ、現行法の以て、家畜市場法はこれを廃止いたすことによりまして、何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられんことをお願いいたします次第であります。

次に「畜産に関する農協同組合又は農業協同組合連合会が馬四組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合

における課税の特例に関する法律」案について御説明いたしますが、畜産に関する農協同組合又は農業協同組合連合会が馬法第三十七條第三項の規定に基づき、旧馬四組合連合会又は都道府縣から買受ける場合と、馬四組合の整理に関する法律第四條に、畜産の譲渡を受ける場合におきまして、これらの財産の移轉に對しまして地方税を免除すると共に、買受資産の登記を受けます場合におきまして、登録税の課税標準の價格を帳簿價格とするという特例を認め、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会の財産的基礎を確立いたし、それらの健全な發達に資しようとするものでございす。何とぞ慎重に御審議の上速かに可決せられんことをお願いする次第であります。

○委員長(緒見義男君) それでは畜産に關しまして本日の二つの法案並びに昨日御審議を煩ひました馬四去勢法廃止に関する法律案、この三つの法律案につきましまして、本曜日の午後一時から開きます農林委員會において慎重に御審議を願うことにいたしまして、次に農業再生産保障の問題に關連いたしまして質疑をいたしたいと思ひます。が、只今農林省から農林大臣、それから經濟安定本部から中川政務次官、東畑生活物資局長がお見えになつております。後程食糧管理局長も見え、そのうであります。この問題につきましまして、かねて申上げましたように、先月

の二日に本年度の米の生産者價格が閣議で決定を見ました際に、農林省から附帯條件として、以下三つの項目が持出されておるのであります。一、朗説いたしますと、その一として「パリティ方式は了承するが生産用品、生活用品など農家の必需品の最低必要量は(9)で配給できるようにそれらの生産と配給に万全を盡すこと」二は「米價問題は農家の税負担と密接な關係があるので農家所得税課税の標準、方法などについて、經濟閣僚懇談会に諮り決定すること」三は「米價は全國一律に決定することは止むを得ないが、例えば北海道で行われる温床苗代のような生産費が特に高くなる特殊地帯には生産費を低減するような別途施設を講ずること」以上の條件がついておるのであります。生産者價格の問題につきましましては、いろいろ論議も交わされ、又意見の存する所でありまして、要するに問題は、今後の農業再生産が確保できるかどうかという点に問題の焦点があるようでありまして、只今朗説いたしました三つの報告は、我々といしまして、かねて再生産保障の問題として、特に重要視いたしております事柄の中の一部でございまして、これらのことは我々としても、特に重大な関心を持ち、又その實現を期待しておる所でありまして、この閣議決定を見ました、その後、同時にその問題を中心にして質疑

をし、又意見の交換をいたしたいと思ひますので、さうに御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(中川以良君) 只今お尋ねございました産米及び甘藷の供出に對しますリンク制の物資の今後の運用でございまして、これに關しましては、昨年は御承知のごとく甚だ不手際の部面がございまして、いろいろ非難等もございまして、實際農家の熱意に副い得なかつた点が多々ございまして、本年はこれらの経過に鑑みまして一層これを改善いたしまして、適切な処置を講じまして、農家の眞の努力に對しまして政府が熱意を以て感謝の意を表することにいたしたいと考えて、只今いろいろこれに關しまして努力をいたしております。尤もな次第であります。これに關しましては去る十月十二日に閣議決定によりまして、リンク制実施要領というものを決定いたしまして、これに基いて実施をいたすことに相成つております。特に本年度に關しましては、リンク制物資の種類につきましても、昨年のようなラジオであるとか、或いは化粧品であるとかいうような不適品はこれを除きまして、實際農家の実用に供するものを供給するということを考えております次第であります。殊に綿製品につきましては、昨年はこの繊維製品が、スフ、人絹等の作業衣がございまして、農家に非常なる迷惑を掛けておりましたので、本年はこのスフ、人絹は全部止

めることにいたしました。綿製品を而も原反で以て配給するという処置をとることにいたしました。而も時期につきましては、大体繊維製品、或いは自轉車のタイヤ、チューブ等は十二月末日までに中央部の発送を終えるということを目標といたしました。その他

〇説明員(東畑四郎君) 只今政務次官から概略申し上げました通りであります。お手許にお配りいたしました資料について御覽願いたいと思ひます。お手許の資料の昭和二十三年産米及び甘藷の供出に対するリンク物資の配給に關する、この中にリンク物資、主として綿製品、ゴム製品、生活用品、それからアメリカ軍の余剰放出物資の總量をここに掲げてございまして、先程申されましたように、本年は繊維品は主として綿織物、これは輸出滞貨のものを放出許可を願

は、本日生活物資局長が参つておりますので局長より補足的に説明を申し上げます。要するに本年度は実狀に即應すべく一層の努力をいたしております次第であります。御承頂きたいと存じます。

とにいたしました次第であります。これを大体供出農家で平均いたしました。と、一戸当たり約二反平均参る、こういう数量になるわけでありまして、その他作業手袋、ゴム製品であります。地下足袋、ゴム靴、自轉車タイヤ、チューブ、リヤカータイヤ、チューブ等は各々その項に書いてあります数量が参るわけでありまして、ゴム製品等は、まだゴムの入荷その他が潤沢でございせんので、農民の要望通り参るというわけにはなかつた。参りませんが、地下足袋等におきましては、昨年よりは余程努力をいたしておるつもりでございまして、例へば本年は二戸当たり約一足程度ものが参るといふことになつております。それから新炭加工炭、飼料、その点は去年と大体同じであります。殊に米單作地帯の農家の再生産を保障するといふ意味を兼ねましてリンク物資として配当するといふことに相成つております。自轉車からリヤカー、ゴム草履、ラヂオ、化粧クリーム、鍋及び釜、香油、塩、サツカリンといふふいふないろ／＼な雜品を極き集めて配つたのであります。こゝろいう消費資材物資といふものは農民が歓迎しないところでありまして、本年は全部これをリンク物資から落した次第であります。その他この表にはございせんが、生産資材である肥料等につきましては、本年は議会の御要望もございましてリンク物資から止めまして一般の肥料の配給をいたしておる次第であります。それからそのあとの米軍放出物資、これはい／＼な種類がございしますが、去年は殆んどこゝろいう物は出なかつたのであります。今年はこのやうい／＼な物資を米軍の余剰物資

の放出がございましたので、これを超過供出農家及び早期供出の米作農家に点数制を以ちまして配るといふことにいたしました。大体平均で行きますと織物類にして約〇・七反といふことになりまして、前の綿織物の二反と合せまして、大体リンク物資として二・七反の綿類その他の織物があつて、こゝろいうふうに御了承願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、先程政務次官の申されましたリンク物資の配給の点であります。本年は軍の放出物資及び輸出滞荷の綿織物でありますので、取扱いが比較的簡單であるために産業復興公園といふものを使はないで、直接貿易公園から卸賣業者に現物を流す。それで染色加工するのは卸の方で委託染色いたしますので、卸賣業者から共同荷受機関に参りまして、それから小賣業者に流れて行く、こゝろいう段取りいたしましたのであります。それらの商業的な金融及び染色加工の金融につきましては、日銀幹線の金融措置によりまして、現物が動いておる次第であります。一番末端におきます配給でございしますが、この点は規則上は実に予約購入に購入券を提示して買ひ、購入券を提示しまして、その購入券によつて小賣業者がリンク物資の割当を買ひ、こゝろいうことになつております。現実にはそういう規則がありまして、現実は券数は各々がばら／＼に去年はやつておつたのであります。上から天下り的にやつておつたり、い／＼な方式があるものであります。ところが予約制度を厳密にやりますと、非常にリンク物資の購入券の発給が遅れまして、購

入券を發給して、それを小賣業者に持つて行つて、始めて現物が来るというので非常に遅れるといふので、本年はその点につきまして、もう少し制度を合理化して現在の衣料規則を改正したいといふので、今関係官廳で相談をいたしておる点であります。その前に先程政務次官が申しましたように、実は本月十三日に通牒を出しまして、一番最後の資料にございまして、相當きつゝ通牒が出ております。その要点を申し上げます。從來は供出が一つの縣が完了しませんでした。購入券といふものを出さなかつたのを、ある村の一農家が供出を完了すれば直ぐ購入券を渡すといふことにいたしました。それからこゝろ一、二週間供出が完了するといふことが分つておつても、まだ手続上政府の買入が済んでいない。併し農民は完全に供出することが分つておるといふ場合には、リンク物資購入券を出してもよろしいといふことをはつきりと通牒したのであります。それからこゝろ／＼と供出農家から渡して貰ひ、リンク物資を渡してしまふといふやうなきつゝ通牒を出しまして迅速に行くやうに措置いたしておるのであります。現実にはどの程度進行しておるか申しますと、大体政務次官の申されましたように綿製品につきましては、超過供出分は除いて、一般の農家に渡す分は中央では少くとも一番遅くても十一月末までに完全に出荷が完了する。ゴム製品につきましては十一月末には全部出荷が完了する。こゝろいう段取りになつております。十月末の資料よりまだございせんが、それで見ますと、例へばゴム靴のときはすでに千

かにそういうふうなことをやられる考
えであるかどうか。

第二番目には、九月一日の安本訓令
の第五号の一部改正によりまして、従
来肥料配給業者が登録しておるところ
の一農家当り五十円ずつの保証金を公
園が取つておつたのでありますが、そ
れを今回十二月一日から二百円に増加
するということであるのであります。

一体こういうふうな保証金を農家から
取るということはどういうふうな意味
で保証金を取られるのであるか、取ら
れるところの保証金の意義をお尋ねし
たいと思つたのであります。次には五十
円のものに二百円に増加せられるので
ありますが、その増加せられるところ
の理由はどこにあるのであるか。公園
はいろいろ種類があるのであります。

が、他の公園においてもこの肥料配給
公園のように需要者から保証金を取つ
ておるところの例があるかないか、若
しなかつたならば何故に肥料公園の
みが農家からこういうふうな保証金を
取るのであるか。肥料は農家生

産上最も必要なものでありますから、
できるだけ公平な方法で生産意欲を増
すような方法で配給されなければいけ
ないにも拘わらず、現在のような又農
村の金融の行詰りの状態であるにも拘
わらず、政府は一方の方においてあら
ゆる方法を講じ、農村の金融を円滑に
図ろうとすつたところにも拘わらず、
この際五十円のものに二百円にも増し
て取るということは、まず／＼農村の
金融を行詰りさせて再生産ができない
ような羽目に陥らせようとするのでは
なからうか、又陥らせようとするので
はないか、又そういうふうにしてとつたこ

ろの保証金に対しては、幾らの金利を
つけておられるのであるか、又農村に
供給しようとする資金に対しては幾ら
の金利で貸そうと、融通しようとする
れておられるのであるか、これの金利
の関係についてもお尋ねしたいと思つ
たのであります。こう考へて来てみま
すと、私は今回の通牒は速かに取消し
て、今まで五十円ずつとつておつたの
も、

「理事石川準吉君退席、委員長著
席」

農村金融の行詰りを打開するため
は、将来は全くそういうふうな保証金
は取らないのだ、こういうふうにする
のが再生産の意欲を大にするところの
元ではなからうかと思つたのであり
ます。最後にはこの訓令を取消して全
く農家の保証金を取らないようにする意
思ありや否や、こういうふうなことを
お尋ねしたいと思つたのであります。

○政府委員(中川以良君) 只今藤野委
員の御質問につきましてお答えを申上
げます。肥料の配給、特に只今御指摘
の硫酸、カリ等に対する取引高税
を掛けておられますという点は、私共
も誠に遺憾なる措置であると考えてお
ります。殊に肥料の確保につきま
しては、農家に与つては最も重要なこと
でございます。これもやむを得ない
としまして、十分な量は確保されな
いというふうな現初におきまして、更に
この肥料代金が農家に加重する負担に
なるというところは、誠に農業増産の
上に対しまして、私共も堪え難きものを
感じております次第でございます。

御承知のごとく現政府におきまして
は、取引高税の撤廃ということをして
鋭意考究中でございます。ただ今日

國家財政がかなりなる窮乏状態にござ
いますために、これが代り財源がない
以上はな／＼実現が困難でございます
ですが、少くもこの肥料関係につきま
しては、できるだけ優先的に只今御指
摘の御意思に相添うように只今懸命に
研究努力をいたしておる次第でござ
いますので、何とぞ御了承頂きたいと
思ひます。尚御質問の公園の点につ
きましては、生活物資局長よりお答え
いたさせていただきます。

○説明員(東田四郎君) 肥料の配給業
者の免許料五十円を二百円に上げまし
た安本の訓令案を撤回してはどうかと
いう御意見に対してお答えいたします
。一つはこういうものがござりました経
緯を明からさきに申し上げます。御了
承願いたいと思つたのであります。実
は免許料として五十円を取りましたの
は、当時肥料の配給業者というものの
一つは信用というものを重点にしたと
いう点が一点と、もう一点はやはり金
融的な措置、或いは資金的な肥料公園
の措置を兼ねまして、五十円を取つた
のであります。この二百円に上げまし
たのは、九月からでございますが、当
時農業協同組合の切替りがまだやつと
済んだところでありまして、農業協同組
合に対してどれ程の出資が集まるか、
或はどれくらゐの資金が出るかという
ことにつきまして我々の方をいたしま
しては、関係当局とも折衝をいたした
のであります。明確なものがなかつた
ということと、もう一つは実は肥料
の配給というものが、非常に季節的な
ために、十二月までは非常にいいので
あります。一月から三月頃になりま
すと、春肥のストックが相当減ってま
います。本年の今の見通しを申上げ
ますと、大体一月、二月を合せて

二十億程度の運轉資金と申しますか、
予備貯蔵的な資金が大体要るではない
か、これに對しまして復金の融資とい
うものは、第四、四半期につきまして
、実はまだ増資案というものが議会の御
協賛を経なければならぬ未決定の問題
であります。従いましてこの公園に對
しまして、そういう季節的な運轉資金
が出るかどうかというところは、実は不
明確な点があるものであります。まして
ここに二十億という大きな資金をそれ
ではどこから出すかという問題等が
ありまして、この際農業協同組合の春
肥のための貯蔵を一部やつて頂ければ
非常によいのであります。な／＼農
家の方が、本当に肥料が要るときで
なければ肥料を引取らないという從來
の慣行があるために、肥料公園として
は運轉資金に実は参つたんであります
。その参つた運轉資金の一部を商人
及び農業協同組合から、免許料とい
う形で約九億程度であります。九億
程度の金を集めて、その九億と別
途二十九億でありますから、二十億ば
かり足りないものであります。これを中
央金庫なり復金等から、何とかして仰
いで先ず春肥までの間の硫酸の貯蔵を
いたしたいと、こういう氣持からです
ね、こういう制度を農業協同組合に切
替わる八月頃に計画をしまして、具体
的に訓令として出た次第であります。

その後農村の金詰りが非常にひどい状
態であります。農業協同組合出資金
というものが、非常に季節的な
ために、十二月までは非常にいいので
あります。一月から三月頃になりま
すと、春肥のストックが相当減ってま
います。本年の今の見通しを申上げ
ますと、大体一月、二月を合せて

通りませんので何とも申上げられませ
ん。中金の方はどうかと申しますと、
今はまだ金融がよいのであります。二
月、三月になつて来ますと、又ずう
と苦しいやつて来ます。まして中央金
庫がそれだけの協同組合に運轉資金を
出して、肥料の貯蔵ができるかどうか
ということになりますと、これ又今の
ところ明確ではない、そうなりますと
肥料公園としましては肥料の製造業者
から肥料が、どん／＼出て来ても捌け
ない、認証手形というものがございま
すが、期間が二ヶ月で買換がございま
す。こうなりますと實際としましては
肥料が足りない、そうなりますと、肥
料製造業者の方では又困つて来る、こ
ういうふうな実は八方塞がりの傾向を
考慮しまして一部は無理かもしれませ
んが、農家といつたしますと協同組合が
肥料取扱所の信用を得るといふ意味を
兼ねて、こういう制度を考えた次第で
ございまして、最近農林省及び農民團體
の方から相当反対がございまして、安
本としましては、この訓令は現実にま
だ行われないうで、訓令の程度で実行さ
れておらないので、何とかしてこれを
御趣旨に副つて訂正したい。こういう
意図は持つておるのであります。た
だ責任当局としましては、金融の問題
をどう解決するか、現実的に肥料を春肥
の貯蔵をしなければならぬのであり
ますから、これをどういう措置で解決
するかという問題を至急上司の方とも
相談いたしまして、関係方面とも了解
を付けた上で、金融ができましたら速
かに訂正をいたしたいと、こう考へて、
実は研究中であります。今日これを
訂正はいたしたいのであります。金
融も兼ねまして訂正をいたしたいと、

予備貯蔵的な資金が大体要るではない
か、これに對しまして復金の融資とい
うものは、第四、四半期につきまして
、実はまだ増資案というものが議会の御
協賛を経なければならぬ未決定の問題
であります。従いましてこの公園に對
しまして、そういう季節的な運轉資金
が出るかどうかというところは、実は不
明確な点があるものであります。まして
ここに二十億という大きな資金をそれ
ではどこから出すかという問題等が
ありまして、この際農業協同組合の春
肥のための貯蔵を一部やつて頂ければ
非常によいのであります。な／＼農
家の方が、本当に肥料が要るときで
なければ肥料を引取らないという從來
の慣行があるために、肥料公園として
は運轉資金に実は参つたんであります
。その参つた運轉資金の一部を商人
及び農業協同組合から、免許料とい
う形で約九億程度であります。九億
程度の金を集めて、その九億と別
途二十九億でありますから、二十億ば
かり足りないものであります。これを中
央金庫なり復金等から、何とかして仰
いで先ず春肥までの間の硫酸の貯蔵を
いたしたいと、こういう氣持からです
ね、こういう制度を農業協同組合に切
替わる八月頃に計画をしまして、具体
的に訓令として出た次第であります。

その後農村の金詰りが非常にひどい状
態であります。農業協同組合出資金
というものが、非常に季節的な
ために、十二月までは非常にいいので
あります。一月から三月頃になりま
すと、春肥のストックが相当減ってま
います。本年の今の見通しを申上げ
ますと、大体一月、二月を合せて

通りませんので何とも申上げられませ
ん。中金の方はどうかと申しますと、
今はまだ金融がよいのであります。二
月、三月になつて来ますと、又ずう
と苦しいやつて来ます。まして中央金
庫がそれだけの協同組合に運轉資金を
出して、肥料の貯蔵ができるかどうか
ということになりますと、これ又今の
ところ明確ではない、そうなりますと
肥料公園としましては肥料の製造業者
から肥料が、どん／＼出て来ても捌け
ない、認証手形というものがございま
すが、期間が二ヶ月で買換がございま
す。こうなりますと實際としましては
肥料が足りない、そうなりますと、肥
料製造業者の方では又困つて来る、こ
ういうふうな実は八方塞がりの傾向を
考慮しまして一部は無理かもしれませ
んが、農家といつたしますと協同組合が
肥料取扱所の信用を得るといふ意味を
兼ねて、こういう制度を考えた次第で
ございまして、最近農林省及び農民團體
の方から相当反対がございまして、安
本としましては、この訓令は現実にま
だ行われないうで、訓令の程度で実行さ
れておらないので、何とかしてこれを
御趣旨に副つて訂正したい。こういう
意図は持つておるのであります。た
だ責任当局としましては、金融の問題
をどう解決するか、現実的に肥料を春肥
の貯蔵をしなければならぬのであり
ますから、これをどういう措置で解決
するかという問題を至急上司の方とも
相談いたしまして、関係方面とも了解
を付けた上で、金融ができましたら速
かに訂正をいたしたいと、こう考へて、
実は研究中であります。今日これを
訂正はいたしたいのであります。金
融も兼ねまして訂正をいたしたいと、

予備貯蔵的な資金が大体要るではない
か、これに對しまして復金の融資とい
うものは、第四、四半期につきまして
、実はまだ増資案というものが議会の御
協賛を経なければならぬ未決定の問題
であります。従いましてこの公園に對
しまして、そういう季節的な運轉資金
が出るかどうかというところは、実は不
明確な点があるものであります。まして
ここに二十億という大きな資金をそれ
ではどこから出すかという問題等が
ありまして、この際農業協同組合の春
肥のための貯蔵を一部やつて頂ければ
非常によいのであります。な／＼農
家の方が、本当に肥料が要るときで
なければ肥料を引取らないという從來
の慣行があるために、肥料公園として
は運轉資金に実は参つたんであります
。その参つた運轉資金の一部を商人
及び農業協同組合から、免許料とい
う形で約九億程度であります。九億
程度の金を集めて、その九億と別
途二十九億でありますから、二十億ば
かり足りないものであります。これを中
央金庫なり復金等から、何とかして仰
いで先ず春肥までの間の硫酸の貯蔵を
いたしたいと、こういう氣持からです
ね、こういう制度を農業協同組合に切
替わる八月頃に計画をしまして、具体
的に訓令として出た次第であります。

その後農村の金詰りが非常にひどい状
態であります。農業協同組合出資金
というものが、非常に季節的な
ために、十二月までは非常にいいので
あります。一月から三月頃になりま
すと、春肥のストックが相当減ってま
います。本年の今の見通しを申上げ
ますと、大体一月、二月を合せて

こういふふうに考えておりますから御了承を願いたいと思います。

○藤野繁雄君 別な配給公團にこうい
う例があるのでですか。

○説明員（長谷川清君）　もう一遍……

外の配給公園にこういふ例があるかという点でございますが、これは確かのこととは分りませんが、確か飼料園が免許料を取つておつたかと思ひます。それから石油配給公園が一ヶ月前渡しと申しますか、代金の一ヶ月の前渡しを取つておるといふふうに聞きました。が、これは不確実でございます。

○岡村文四郎君 大臣が御欠席になつておるので、それ以下の方にお尋ねいたします。

先づ一番にパリティ計算の表を出して貰うことをお願いしておつた筈でありますが出て来ないのであります。この間貰ひましたあれば、政府が出したのではないのであります、あれでは駄目なものであります。米の價格のパリティ計算の表を出して貰いたいと思ひます。そこで今部長からいろ／＼お話がありました、パリティ計算を出して米の價格を決める時分に、農家の自家能力が非常に個々まち／＼であり、地帯別に違ふために非常に困るというお話であります。それは数字的に見ますと、こういふことが出ると思ひます。私の言わんとするところは、物價廳でも安本でも、すべての農業に關係のいたしますことを審議しますために、先ず考へ直して貰わなければいかんことがあると思ひますということは、現在の農業を如何なる方法によつて一体やらせておるかという問題が一つも是正されておられません。自由經濟當時に百姓をさせておつたと同様のつもりでお

取扱いになるものですか、いろいろのことがあると思うのであります。そこで現在の百姓はソヴイエツトのホルホーズよりずっと悪いのであります。ソヴイエツトのホルホーズは農家の労働賃金を國家が負担して拂うのであります、今の日本の農業は、土地の所有権はあると言いますが、賣ることも買うこともどうにもならん、担保に入れないものにもならん、土地を相手に公課を拂つて、肥料も全部自分が買つて、値段の方は政府が決める。百姓の方は勝手に作つて取上げられたというふうになつておりまして、これ程くれないと思います。そこでその賃金の決め方さえも決まらんというお話であります、私の言いますことは、それ以上大切なことは、これもパリイ計算に入つておらんということであります。これは基準が非常に面倒で入らん、そうであります、今の農家が最も必要な道具として使つております役馬、役牛の價格を一つも取つておらんのであります。これは昔ならば、我々が百姓をいたしておりました今から十五、六年前には、何とかして一ヶ年千五百円或いは千円の収入を取りたいと思つて熱心に百姓をやる。その時は馬を買えば七、八十円、高くて百円牛も同様の價格で買えました。その時分ならそれで結構、千円の収入でも千五百円の収入でも百円の馬がなくなればその馬を買えたのであります。今の馬は大体十五万から二十万を目標にして百姓をせなければならんと思います。その収入を目標にして百姓をいたしております、若し馬が死にますと昔のときと比例から見ても全然比較になりませ

ん。若し北海道にしますと、十五万四
借りますればどうにか五百町歩耕作す
る馬が買えるのであります。それが何
年に一遍死ぬかという統計は面倒であ
りますが、併し統計的に出せば出ると
思います。若し一頭馬が死にますとも
う代馬を買うことが、全然困難であ
る、協同組合の金融も困つておりま
す。そういう面も考えますと実に遺
憾千万でありますが、元へ戻つて考え
まして、米が三千六百円にいたしまし
ても、一升の米が三十六円で買えま
す。ところがそれにはいろ／＼な経費
が入つて実に高いものになつて配給さ
れております、ということは、これは
当然のことでありまして、今の米は政
府が買上げて、役所の経費が全部それ
に負担をしてそれから公園という誠に
怪しからん團體が実に榮耀豪華をして
そうしてその経費も全部それに負担を
しておる。あらゆる面にそういうふう
になつておつて結局消費者は非常に高
い米を配給されて誠に怪しからんと怒
つておられるが、農家の方では安く
どうにもならんと言ふのであります。
これは肥料にしましても同様でありま
す。私は北海道で長年やつておりまし
て自分が一人で四年間はど過燐酸を十
四万トン、硫酸を六千五百トン、一人
で内地に來て一人で買つて発送した男
であります。それが今はと見ますと中
央の公園の方からハイヤーを七台も使
つておる、これは百姓の負担になる非
常に高い肥料を使つておる、今藤野さ
んからの御質問があつて、安本の部長
のお話に補償金の問題が出ましたが、
いろ／＼と金融の關係で方法が付かな
くてそういう策を講じられたと、こう
いうお話であります、羊頭肉であ

りまして、若し部長がそういうおつもりでやつたならば商店のお手傳と同じで、そんなことを百姓がしようとしてもこんなことはできないと思います。僅か五億か十億の金でそういうことをしないで何でも政府がやつておりますから公園は政府の事業であつて我々民間の事業ではありませんが、そのためにもう少し掘下げて百姓がどういう立場に立つてどういう仕事をしているかというところは、これは分らないといふことは、これは分らないといふことは御尤ものことで、國民の百姓には分りません。併しながらそうではありませんから責めるわけには行きませんが、もう少し我々の納得の行くような施策をとつて頂きませんか、こんな数字ばかりあつて、下の不平ばかり殖えてきつぱり効果が見えない、いつ來ても我々の納得することが絶対ない。何と申しましてでもパリティ計算の基礎なので三千六百円の枠が決まらんと同じなことです。それで今物資部長のお話で、例えば補償金を成るべく早く止めたいといふ御趣旨は了解します。そんなことは止めて、それが若し代金が取れんかとも知れないから、少しでも取つてやれといふことは別であります。そうでない、その莫大もない予算を計上する世の中で、國の方でやはりになる、私に言わせまずと食糧管理局の特別会計でもそんな金は何時でもできると思つて、それを下から取上げて、そうして今の藤野さんのお話のようなことをして置くといふことは、全く今以て盛んにやつておる昭電事件の手傳をしておるようにしか考えられません。こんなことは早速に止めて貰ふことをお願い申し上げます。今止めようといふお話で

ありますが、遠からず、遠からずでなく、即時そういうたようなことは止めて貰うようにすることは、私は安本の職務であり安本の職責であると思います。若し安本がやることすれば、これは安本でない、どうも話が卑屈であります。が、物價局の方ではパリティ計算の表を直ぐ出して貰うということと、それにはもう少し今度は本当に百姓に副う、現在の日本の百姓に副う考えで計算をして貰うと、決してあんな三千六百円の價格は絶対に出現しません。論より証拠で、一升三十六円のものがないか、高いかの問題ではない、直ぐお分りと思ひます。そうするとあんな價格は出ません。そこで立つたついでにお願い申上げて置きますが、安本の方で分りならお答えを願ひますが、今の肥料の配給状態では、これは内地はどうにかやれるだろうと思ひますが、北海道では絶対にやれないのであります。硫安や硝安を買つても、今年は幸いに天候に恵まれて獲れましたが、若しあれが普通に置かれるなら死ぬ苦しみであります。來年からは硫安が硝安より、できれば硫安と硝安の倍の過燐酸を買わなければ普通の農業はできないのであります。今年は天候のためにあいう作が獲れましたことは特別であります。これが今後獲れることは期待できませんわけでありまして、北海道に対して過燐酸の増配ができますかどうか、どのぐらい増して頂けますか、お分りならお聞かせを願ひたいと思ひます。それからこれは長谷川部長にも一つお願いしておきますが、内地の方のパリティ計算の表と、北海道のパリティ計算の表を両方から出して、それをいろいろと研究をして、日本の米價を決

めるパリテイ計算の表として出して貰ったのであります。ところがそれでも決らないが、これは一体どういうわけか、そうすると一方向的に單なる役所の方で消費者のことを考えるか、或いは机上の理窟かどつちかにおいてお決めにしたと思うが、あれはどういふわけ、あの表の通り決まらなかつたかというところをお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(長谷川清君) 米價決定に際

しましてやりましてパリテイ計算の表は、大変遅くなつて申訳ありませんが、只今お手許に配りました筈でありますので御承願したいと思います。このパリテイ計算をやります項目は一つといひまして、役馬の料金がこのパリテイ計算の中に入つておられないのは、面白くないという意外のお話であります。実はこの役馬は御承知の通りに役馬とか或いは家屋でありますとか、或いは台所道具とかいふようなものは一つの財産的な支出である。馬を買ひますれば現金は支出でありますけれども、馬という資産の形において、それが残る、こういう考え方であります。従つて若しこれをパリテイ計算の中に採用いたしなうと思ひますならば、その財産の償却費が基準年次と現在と幾らぐらいつておるかというところを算定をいたしまして、パリテイ計算の中へ織込むべき筋合のものであるのであります。現在我々が使つております農林省の農家經濟調査の資料によりますと、役馬の償却費といふものはその資料に出て來ないのであります。遺憾ながら、そういう意味合でこれを採用できなかつたのであります。ただ併しここで一つ御了解願つて

置きたいと思ひます点は、パリテイ計算は生産費計算ではないのであります。若し生産費計算でありますならば、生産に要しましたすべての費用を一々拾ひ上げてまして、それを積み重ねて生産費の決定をする、こういうところが絶対に必要になつて來るのであります。従つて役馬のごときこれも最も大きな支出金額でありますので、これは当然採用しなければならぬのであります。併しパリテイ計算は何も生産費計算ではないのであつて、ただ農家が生産に必要な支出金が具体的に申上げますと、飲食費のごとき家計費、或いは肥料、農機具などの經營費、こういうものが基準年次に對して何倍上つておるかというところを見る一つの計算方法に過ぎないのでありますからして、従つて何もかも全部採上げなければならぬという性質のものではないのであります。むしろ何を採ることか最もよくその騰貴率を正確に反映するかというところを主眼に見るのであります。無論役馬のごとき先程も申しましたように、償却費が明らかでありますれば採用いたしても、少しも差支ないのでありますけれども、今申上げましたように資料の関係でそれが採用できないというところになれば、これを落しきても別段それで農家が役畜を使つておるといふことを否定してゐるのではありませんのであります。むしろ逆にこの役馬の関係を落しておきますことは、結果的には本年の米價で申しますと、役馬の償却費も基準年次の百三十二倍に上つてゐるということとを逆に肯定したと申しますが、そういうことを認めておるといふことと同じ意味なのであります。たとえまだ外

に小作料のごときもこれも入れておりません。生産費計算では当然小作料を入れなければならぬのでありますけれども、御承知のように小作料は基準年次と現在におきましては非常に性質を異にしておられます。性質を異にしておるものと志を比較することは意味がありませんから、このパリテイ計算の中に入れてもこれと延いて結果的に見ますと、やはり百三十二倍上つたといふことを意味する、またこの外に例えば土地費のごとき、或いは租税のごときもこの計算に具体的に申上げてもいい。併しそれは何れも比較すべきものが正確に騰貴率を反映する資料が得られないために採らなかつたといふに過ぎないのであります。結果的には百三十二倍なら百三十二倍上つたといふことを意味してゐるのであります。その点は一つ落したから怪しからんといふことではないのであります。御承を得て置きたいと思ひるのであります。

それに関連いたしまして、重ねて農業会なり、或いは関係方面から北海道のパリテイ指数或いは農業者復興會議の方から一つのパリテイ計算試算表といふものを出してゐる、併しその何れの試算表よりも今度の政府のやりました試算表は低く出ている、その理由はどこにあるのかといふところのお話であります。その点主な点だけを二、三申上げて見たいと思ひます。

一つ最も大きく違ひます点は、やはり先程御指摘の役馬借入金のごとき、或いは大農機具のごとき財産的支出を如何にこのパリテイ計算に織込むかどうかといふ点であります。私達のま

あ考え方としたしましては、先程申上げましたように、償却費の倍率が基準年次と現在とが明らかであれば、これを採用することが理論的に正しいと考へておるのであります。現在農家經濟調査の出たおき資料、従つて北海道の資料も或いは農業者復興會議の資料もそれは農家の購入金額が出ておるのであります。その購入金額を以て償却費といふことに考えられましてこのパリテイ計算をやられますから、その出て來る指数は相當高いものになつて來る、これが相違の大きな一点であります。

それから第二の大きな違ひはフィッシュヤール方式といふものをこのパリテイ計算では採用してゐるのであります。お手許に配つてあります資料の最後の締括りの所に、算術的計算をやつておるような表がありますが、あの方式がフィッシュヤール方式でありまして、これによりまして、基準年次と現在の價格騰貴率の調整値を求めておるのであります。この考え方は基準年次と現在とのウェイトが違ふのであります。具体的な極く卑近な例を申上げますと、この鉛筆一本が基準年次に一円であつた、現在十円になつたとしたとしますと、一本同志で計算しますと、十倍に上つたに間違いないのであります。仮に基準年次一円支拂つたといふのは、二本が一円であつたのだ、現在の十円といふのは一本が十円であるといふことになれば、一本の鉛筆の値上り倍率は二十倍であるわけでありまして、又その逆に、基準年次は一本買つて、現在は二本買つておるといふことで、基準年次一円支出し、現在十円支出しておるといふことにな

れば、それは逆に五倍の値上り率になつておらない、こういうことになつておられます。農家經濟調査の資料は、現在のところ農家の支出金額だけがはつきりしておるのであります。農家の購入数量といふものが少しも明らかでないのではありません。従つてその数量の調整を何らかの方法でしなければ、先程申上げましたような倍率の算定が必ずしも正確でない。これはほんの一例でありますけれども、具体的に肥料の数量だとか、或いは衣料品の数量だとかいふようなものについて、そのお手許にある資料でもお分りになります。従つて正確なる騰貴率を算定する場合に何らかの方式を用いざるを得ない、こういう場合に普通の用いられておりますのがフィッシュヤールの理想算式でありまして、日本政府におきまして從來から消費者價格指數を統計局で算定いたしまする場合にもこの方式を用いてやつておるのであります。このパリテイ計算にも又その資料を、その方式を採用したのであります。ところがこれは非常に専門的な話になります。このフィッシュヤール方式の中にそのラスパエレスという式とパーシエーという二つの式がありますが、それを幾何平均するのであります。農業者復興會議等の原案にはこのパーシエーの方式は不当に騰貴率を低くする要素を持つてゐるからこれを止めてもつと外に高く出る方式を採用したらどうかという御見解で一つの新たな算術方式を持つて來られまして、パーシエーの方式に置換えて一つの新たな算術方式を當められてそれでまあ計算を

せられました結果、最後に出て来る指数が確か十か十五ぐらゐ違つておることになつておるのであります。この点につきましては、非常に大きな問題でありますし、我々といひましたしても、又経済復興會議の方の御意向もありませんので、内閣の統計委員会等でもいろいろこの問題を研究してみたいのであります。必ずしもこのパーシエーの方式を用ゐることが低く出るといふことを断定するといふことはできない、高く出る場合もある、併しいずれにしてもその差は問題にする程の差ではない、併し農業復興會議の言われるように必ず低く出るといふことに限つたことでは決まらなかつたことではあります。現在こういふようなウエートの調和方式を探ります方式としては、やはりフィツチャーの方式を探る以外にはないといふそれ、専門家の御意見であります。我々といひましたしては、その方式をまあ探つておるのであります。その点におきまして又相當の開きが出たわけでありまして、そういう二点が大きな違いでありまして、あとの点はそう取立てて申す程のことではないだらうと思ひますが、いずれにいたしましても我々といひましたしては、一應現在の米價のパーティ方式でやるという方針でありますので、その方針に従ひまして、出来るだけ資料に忠実に、理論的に正しい方法を探つて考えたのであります。ただこうして出ました結果が北海道のごとき單作地帯、或いは特に生産費の高いような地帯に對しましては、全國一律的な米價が必ずしも妥當しないといふ場合もこれは想像に難くないのであります。早場米奨励金等

もできるだけ増額するといふようなことによりまして、少しでも早場米地帯の不利をカバーするといふようなことと考へて行きたいといふふうな思つておる次第でありますので御了承願ひたいと思ひます。

○説明員(東畑四郎君) 過磷酸のお話でございますが、本年の一月から七月まで、本年の要するに春肥でありまして、過磷酸として配當いたしましたのが四十七万七千トンになつておる、そのうち朝鮮向けの輸出等がありまして、作物に具體的に配當いたしましたのが三十八万四千トンになつております。來年の見通しであります、これは物動が決まりませんために確実な数字は申し上げにくいのでありますが、最近朝鮮向けの輸出はよろしいといふことを司令部の方から申しておりますために、その他増産等を考へまして、本年は五十五万トン、作物にいたしましては、昨年の三十八万四千トンに對しまして、五十五万トン程度の春肥の過磷酸の配當ができる。具體的に申しますと、昨年は水稲で反當り全國平均二貫というところになつておりましたが、これが二貫五百から三貫の間の程度の配當が全國平均でできるのではないかと、こういうふうな考へております。北海道にどのくらいといふことは農林省の方でよく決めると思ひます。

○門田定藏君 二、三簡單にお尋ねしたいと思ひます。パーティ計算の御説明がありましたが、我々農民としてはパーティ計算といふやうなむずかしいことはなんですが、大体全國的に近來農村における課税が非常に重税が掛かつて来る、これは今いろいろお話を聞きました、農家の農業経営に對する

勞賃といふものを税務署がそれをお入れになつてない、我々五十年も百姓しておりますが、一反に二十人役から三十人役掛かるのであります。勞賃はこの頃御存知でしょうが、一日二百円、二百五十円出さないと來ない、稻の刈賃は一把五厘であつたものが六十銭も取る。二十人役から三十人役掛かるところの勞賃を税務署が入れないのです。我々聞いて見ると、農民は勞賃を入れていけない、小企業家だと言つておる、果して我々農民が……私は一町作つておりますが自分の資本を投じて併り上げた收穫が勞賃にならないやうな仕事を經營しておる者を以てこれを小資本家とみなすといふことは最もこれは不當である。そこでこの二十人役から三十人役掛かるところの勞賃を農家の收入としてこれを入れて計算して貰ふんと非常に重税が掛かつて来る。農林當局はこのことをよく考慮して頂いて税務署にこのことを交渉して、必ず税務署は農家の一反に對するところの勞賃を資本の中に入れて、これを大藏省と是非これは農林省が連繫をとつて頂かないと、年々農民はこの重税に苦しめられて、場合によれば農業を放棄するやうなところまで来て来る状態でありまして、このことを一つ當局として眞剣に大藏省と交渉をして頂きたい、これについて如何なる御見解であるか承りたいと思ひます。それから甘藷の問題でありますが、本年は非常に當局の奨励その他天候にもよつて甘藷が豊作であつたのであります。東京に來て見ますと配給してあるところの甘藷が腐つておつて食糧に堪えないといふやうな場合がありまして、各地方廻つて見ますと、非常に甘藷が余計

余つておる。本年は恐らく甘藷の専門地帯は三分の一くらいは下手をしたら甘藷は腐敗さすじやないか、こういうやうに農家は心配しております。超過供出もやります、それでも且つ甘藷が余つておる。折角作り上げたところの甘藷を腐敗させるというところは國家的に見ても個人的に見ても非常に遺憾すべな問題である、そこでこの余つた甘藷について當局はどれくらい本年の甘藷が余つておるか、こういうことの予想が付いておるか、又この余つたところの甘藷を如何にして有効的に腐敗させないようにこれを運用して行くかといふことを考へになつておりますかといふことを一つお尋ねしたいと思ひます。それから今肥料の話が出ましたが、私は本年夏から八月、十月に掛けて岡山縣、廣島縣、島根縣、山陰地帯から山陽地帯に廻つて見ました。本年の稻が非常に豊作であつたという評判であるけれども、我々はこの間も實際に見てみると余り評判ほどでない、どういふわけかといふと、虫害もいろいろありますけれども、肥料の關係である、窒素肥料は先ずやや農家からの希望したほど配給されておるけれども、加里肥料の少ないために長い間競争中に土地を濫用したために有機質が洩つておるところに以て來て、窒素肥料が過ぎたのじやないか、どうも全國的に加里肥料が足りない農林省として、農家に対して加里肥料の不足が必ずこれはどこにもこの現象はあると思ひますが、これについて如何なる対策を講じておられるでしょうか、又本年の稻作はまだよく分りませんが、實際予も、我々收穫してみましたが、實際予想したときより二割以上も少いといふ

地方が余計ある。加里肥料のことについて農林省當局のお考へはどうであるか承りたいと思ひます。簡單でよろしいのですが。

○委員(見義男君) 加里肥料は農林省といふ御質問であります、安本の方からお答へいたします。

○門田定藏君 結構です。

○説明員(東畑四郎君) 加里につきましては仰せの通り誠に我々といひましたしても、その欠乏といふことを痛感いたしておるのであります、何分加里は全部輸入によるものであります、全く輸入如何に拘わる次第であります。幸い最近加里が入つて参ります。來年の一月までに大体五万トン余の加里肥料が確實に入荷する、こういう状況でございます。この肥料をどういふやうに配分するかといふことにつきましては、各作物皆欠乏しております、実は完全に配給するべく余り少ないのであります、今の予定では大体水田の非常なる加里欠乏地帯といふものが農林省の報告によりまして三五%程度ある。こういうことでありますから、その三五%の水田に反一貫目程度のものが春肥として直ぐ渡せるのじやないかといふやうな状況であります、一月以後どれくらい來ますかは、今のところ申上げられないと思ひます。

○説明員(安孫子龍吉君) 甘藷のお話でございますが、今年の甘藷は非常に廻り状況がよかつたのであります。これは私共の見方から申しますと、絶對量が非常によかつた。こういう關係よりもむしろ買出に行かなかつたために、供出に相當量が乗つて來たといふ關係で、殺到したといふやうに

了解いたしております。従つて第一期は大体過ぎまして、ちよつと一段落が来ておりますが、麦の蒔付も続いておりますが、直ぐ第二期が出て来やしないかというふうに思つております。それでこの処理の方法について、前から心配しておつたのでありますが本年は特に切干を奨励いたしておるようなわけでございます。そのために價格につきましては特別にいい値段をつけて、それで一時に生諸で出て来ますことを價格面から防止したい、こういう指導方針をとつております。それから昨今非常に殺到いたしましたので、東京でも手を挙げましたし、東北、北海道方面にも相当無理をして廻してあります。又関西方面にも廻してあります。尚その外アルコール工場、或いは合成酒の工場或いは澱粉工場等に対しましては、極力これを抱かせまして、これの緊急処理を図つて来ておるようなわけでございまして、尤もこの頃非常には有名になりました茨城の品種の問題が一つ絡みまして、澱粉含有量が少いためにいろ／＼な加工工場等におきまして、余り好まないようであります。それから消費者の立場から申しましても、いろ／＼この点について不満があるのであります。従いまして、来年度の作付計画等に付きましては、この点を適當な状態に落着きますように考へて行きたい、こういう点について目下研究を進めております。

○門田定藏君 この農家の資本の中に入れるというのを極力当局で、現政府にも出して貰いたいと思つて、当局で一つ御考慮願いたいと思つてありますが、その点について御意見を伺いたいと思つて、これは重大問題です。

○委員長(補見義男君) それは明後日……

○羽生三七君 その問題に關連して、明後日私出て来られないので、幸い政務次官が来られましたから、ちよつとお伺いして置きたいと思つて、この前第二回國會のときに税金の問題で、特に超過供出分の所得課税の免除を、この參議院農林委員會で全会一致で決定しまして、それが決定したにも拘わらずまあ何処ですか、財政金融委員會か、大藏省か知りませんが、不問に付されてしまつた。その後前内閣で、御承知のように半分だけ課税を免除するということになつたわけですが、あれはでき得べくんば少くとも超過供出分については免税して貰いたい、こういう処置を是非とつて貰いたいと思ふのであります。今の税金のその他の分全部ということになると問題が大きくなりますが、当面その問題だけでも一つ解決して貰いたい、こういうふうにお考えがあらつたら承りたいと思つて、これは重大問題です。

○門田定藏君 どうですか、政務次官に何して貰つてもいいと思つて、これは重大問題です。

○委員長(補見義男君) その問題は一日昨日でしたか、食糧管理局長官から課税の問題について、経過的の御報告を承つたのですが、その際には源泉課税といふものがな／＼むずかしい、殆んど問題にならないようなお話を承りました。ところが今日の農林大臣の御答弁の中にもあらましたが、匿名供出はやることになつた、こういうことになると、この匿名供出を認めたことと、

それを課税対象としてやる場合には、どういう徴税技術が講ぜられるか、恐らく匿名供出の場合には源泉課税でない限りは、な／＼むずかしいのじやないかと思ふのですが、その關係をお聞きしたいと思つておりましたが、いづれ甘言も關連してお尋ねですが、その問題はよく伺いたいと思つておりましたところでありまして、それから政務次官から経過的の問題については、まだ確定をしないから、速記を止めて一應お話をしたいということでありまして、速記を止めて伺うことにいたします。速記を止めて下さい。

午後三時三十分速記中止

午後三時三十分速記開始

○委員長(補見義男君) 速記を始めて下さい。

先程の門田委員からの御質問に對しまして、大藏省の主税局第一課長から御答弁があらます。

○説明員(忠佐市君) 農業所得の計算につきましては、農家の労働費と申しますのは、これは他人を雇入れまして、その雇入れました他人に賃金を支払ひますとか、或いは賄いをいたしまして引いておられます。但し農家の世帯主なり或いは家族なりが労働いたしますその労働は、これが結局農家の所得になるわけでございます。この点は所得税法もさうな建前でできておるやうな次第でございます。その農家の自己努力によりまして所得を生む、その所得の中で生計費を賄つて頂き、且つ税金も支拂つて頂く、かような建前になつておりますので、農家の所得計算といたしましては自己努力がどう

しても所得になつたということとはこれは當然のことだろつと考へております。その点は私共俸給生活者につきましては精神労働と申しますか、それの對價として収入する俸給等につきまして課税が行われるということに相成りますので、農家の自己努力を除きまして、農家の所得はないとかやうなことになるので、現在の税法の考へ方がこれが適當であらうと存じておる次第でございます。

○門田定藏君 只今第一課長は農家の労働が利益になるとおしやるのです、その農家の労働を資本の中に入れてないので、その労働に對する利益は、例えば二石四斗米を獲つて、肥料を拂い、他の雇入れた労働を拂ひして残つたところを、その労働に課するということになると、労働というものはゼロになつてしまふのであつて、そこで農民は一年中働いて、一反歩に二十人役三十人役掛かるところの労働に對する報酬があつて、初めて生活して行けるのであります。その労働に對するところの報酬がない場合には農家は食つて行けない。それに対してその資本の中に労働というものを入れないといふことになるのと収入に對する、つまり収入がそれだけ減つて来まして、少くなつて、農家の生活が苦しくなつて来るといふことになりまして、我々の方は肥料は金肥と、その他直接雇入れたところの費用はこれは知れたものです。五月田植に一反に三人役雇うとか、四人役雇うことは知れたものであります。一年中農民が二十人役から三十人役掛かつたところの労働が、労働力に對しての報酬がなかつたならば、農民は何で生活して行くかということにな

る。そこで我々が費やしたところの労働力は二十役掛ければ二十人役、三十人役掛かつたその労働を或る一定の労働として資本に加入して課税して貰わんと農家の利益はないということになる、これは當局と農民との見解が大いに違つておる、これは全般的な輿論であります。これは私個人じやない、ここに行つても、學者の話を聞いても、月給取のことを言われまして、月給取も月に十五日なら十五日以上勤めれば一ヶ月の俸給が貰える、にも拘わらず百姓は一反に二人役から三人役掛かつておるのにその労働を認めないといふのは、これは大きな私は間違ひだと思ひます。これがそも／＼農民に重税を課せられるところの原因であると思ふ、このことを一つ當局は十分考慮して貰いて、將來の農業の発展からいつても、是非これは問題にして頂きたいと思ひます。

○説明員(忠佐市君) 重ねて申上げるようになりますが、農家の所得を計算いたしますと、どうしても自己労働が所得となつて現われるといふことでございまして、只今御質問になりました問題の根本は農家の負担がどうあるべきかといふやうな観点を強くおつしやつておるものと考へられます。この点は本年はいろ／＼な情勢の変化に伴ひまして税制改正を行ひました結果、昨年度と比較いたしますと、農家の負担も本年は相当軽くなつて思われる次第でございます。尚農家の負担につきましては税率の問題、それから基礎控除の問題、扶養控除の問題等々關連する問題がございまして、こういう観点から問題を採上げて頂くということに

相成るのではないかと考える次第でございます。

○藤野雄雄君 現在の農家に対する所得税のやり方を考えて見ますと、眞面目な農家には大なる負担を與へ、不眞面目な農家には税金が軽いというふうなことになる結果になつて來るのではありません。今例を以て申上げて見ますと、朝から晩まで眞面目に働いたならばどれだけ働いてでも得たところのものは利益だと計算されるのであります。今度は一方の方において身体の工合が悪いとか、或いはその他いろいろの事情で怠けておつて他人を雇うて農業の経営をやつたらばそれだけでは支出になるということであるのでありますから、自分の農業経営をやるのについて他人を雇うてやれば利益は少くなるし、自分がやつたらば利益が多くなる、眞面目にやつたらば利益は少く、不眞面目にやつたらば税金がそれだけ引かれるから安くやつて來る、こういうふうなことになるという、將來において善良なところの農民をますます善良にして増産の意欲を増させようというふうな点に支障を來すのではなからうかと思つてあります。それはなからうかと思つてあります。それでありまして、米その他の物の生産にお話のように、米その他の物の生産に要したところの労力というのは支出として計算するのが適當であつて、この際所得税法を改正し、その改正の結果労働賃金というものは経費に入れて行くべきものであるということに一つ政府で決定して直ちにこれを実行して頂きたいと思つてあります。今私の調査したところによれば、総税金の八割五分までが所得税であるのであります。この八割五分の所得税が農家に過

重に掛かつておるために現在においては、これも私の調査によつて見れば米の代金を全部支拂ひ、諸の代金を全部支拂つても尚且つ課せられたところの所得税に対しては追つつかないというふうな状況であるのであります。將來においてこの税制の改革をせなかつたならば、農民は如何に努力しても生産意欲を増すというふうなことは殆んど困難ではなからうかと思ふのであります。私共は外國の食糧にたよることなく、自力によつて食糧自給の方法を講じていくには先づき申上げたやうな課税の過重であるということとあれば、生産意欲がないことになつておるものでありますから、この際所得税法を改正し、農民が進んで増産に邁進するように政府の方で方策を講ぜられんことをお願いし、又これに対してどういふふうにお考えであるか伺ひたいと思ふのであります。

○説明員(忠佐市君) 只今御質問のございました税制の改正の問題でございますが、繰返すようでございますけれども、所得税の建前といたしましては、収入があります、その収入の程度に応じて負担をする、これが所得税の建前でございます。只今累進税率を採つておりますので、所得が多くなるに従ひまして税金が雪達磨のように膨らんで行く、これが建前でございます。さういふ課税方法を採用して應分負担ということを考えます限り、やはり労働によりまして取得いたしました所得、これが一應課税の対象になるというところは当然でございますので、農家の自己労力と申しますのは、これは飽くまで課税の基になるというふうな考

えておる次第でございます。尤も他人を雇ひ入れた場合にはその分だけ所得が少くなりますから税も少くする。これも只今の理論から申しまして当然であらうと考えます。その代り雇ひ入れられました者につきましてはその支拂われました賃金が所得になります。これも又所得税の課税の対象になると、かような關係に相成ります。尙多少問題と外れるかも知れませんが、本年の課税におきましては、先程も申しましたやうに農家の負担は相當昨年と比較いたしまして軽減される予定でございます。供出代金の増額に對

しては只今お話になりましたより想像以上になくなる、かように私考えております。正確な数字を持つておりませんので、この席で申上げることは困難でございますが、本年の供出代金に對します割合は、パーセントで申しましても、非常に少くなるというふうな、さういふやうな推定をいたしておるやうな次第でございます。この点も併せて申上げておきたいと思ひます。

○池田宇右衛門君 これに関連してありますからこの際第一課長にお尋ねいたしますが、第一課長のお言葉によりますれば、今年は農家に対するところの課税が相當減額されるというふうなことを申されておりますけれども、地方におけるところの税務署が各々所得税を賦課するときにきまつて、本省の方針はどういう方針をおとりになつておるか知りませんけれども、我々の聞くところによれば腰だめ式と申しますか、側当方式を取る結果、税を取ると、例えば本省は農家の軽減をするというやうな指令を發しても、實際に賦

課するときにきまつては、その賦課する單位をやはり農家に求めるというやうな傾向が多いのであります。而ういたしまして、若し米價なり或いはその他の農産物價格が高騰すれば必ずそれに對してその價格を訂正した以上に賦課するから、今日農家に対するところの所得税が或いは八割五分、或いは見様によつては九割、全農産物を供出して、その供出した全部を納税に振り向けても尙足りないというのが今日の農家の実情であります。門田さんから、何故労力費を資本として、さうして所得税の中からこれを除かないかという趣旨は御尤もでありまして、政府の考えと農家自体の考えの違ふところはこのあたりにあるのではないかと私は思ふのであります。何故ならば、農家は自分の土地を愛して、さうして自分の土地からよりよき品物を生産し、さうして増産するところに農家の経営の眞髓があるものであります。然るに政府の今の御答弁によりますならば、使用人を使つた場合には引いてやる、若し農家の本當の、今日の農地法によりまして、或いは自作農の創設を基盤といたしまして、さうして自作して生産して、供出するだけ税金を余計掛けられるというやうな結果に相成りまして、情農を作つて以外に方法はないというのが農家の実情であります。この点をよく認識いたしまして、さうして生産農家、精農をしてますます増産させるには、やはり労力費を引く以外にはないという

ことに気が付き下さることをお願いするのであります。尙この際申上げますべきことは、地方によりまして一毛作地、二毛作地の所得税を課するに、

その基準が沢山違わない、例えて言へば山間の地において麦作が、畠地が一石しか獲れないところが、二毛作田において、水田において、相當し米の收穫が二石から二石五斗を獲り、麦作において一石五斗から二石近く獲れるところの土地も、一年中一回しか獲れないところの土地もその所得税を掛けるにおいて大した違いのないやうな、今日所得税賦課の方法は、労役を沢山に使役いたして、さうして且つ收益のないところの農家に沢山の所得税を掛けるから、山間におけるところの傾斜地の農家は耕地を放棄したくなる。そして農業経営者は、閑取引かその他の方法によつて生活を維持して行かなければならない実情である、かような実情に迫り込まれておりますところの現段階は、所得税の、税制に不備がある結果である指摘せざるを得ないのであります。よろしく所得税法を改正しなければならぬ。

第一課長の答弁には、農家に軽減するといふけれども、先程までの調べによりますれば、一戸当り二万四千円が八万四千円という程度になりましたが、今日公務員法が若し制定して、俸給生活者の俸給が増加された場合に、その所得税を賦課するのは一体誰に賦課するのか、全國に五割を占めておるところの農家が大部分を負担しなければならぬ。果してお言葉の通り軽減するとの御意思があるならば、どの程度に農家に対するところの課税を軽減する方策であるということを明快にこの際お示し下さるならば、私共は納得できるところの所得税には、相當確信を持つて御改革下さるなかつたならば、農

家といましては、その経営に非常な苦しみ立場に追い込まれるであろうということを御認識頂きたいと思うのであります。

○説明員(忠佐市君) 只今再び税制の面においてお話がございました次第でございまして、所得税法の建前といったしますと、その人の資産、或いは労力によりまして得ました所得、これについてその大小に應じて、應分な税を納めて頂く、これが建前でございますので、農家の労力は一應所得の基準になつて、各人の所得は皆同様でございますので、この点は議論の余地が非常に狭められるのではなからうかと考えておる次第でございます。尚税によりまして農家の増産意欲が減退すると、かようなことは私共といましては堪へるも考えておりません。と申しますのは、普通の農家の所得の状況から申しまして、所得税率は少くとも三〇%とか、三五%というような程度になつておりますわけですから、所得が殖えまして、その大部分はやはり農家の手に残ると、かような関係に相成りますので、税によりまして農家が相当働く意欲を低めるといふようなことは、只今実は考えておらないような次第でございます。

尚農家の課税の実際につきましていろいろお話がございましたが、この関係を多少述べさせていただきますれば、本年は各町村毎に田、或いは畑につきまして一反歩当りとか、或いは米一石当りの収入がどのくらいで、経費がどのくらいで、従ひまして所得がどのくらいになるかという点を刻明に計算いたしましたして、税務署が市町村役場、或いは

は市町村内の農業団体、そういう公的な機関に一應お諮りをする、かような準備を進めておるような次第でございます。その田、或いは畑の一反歩当りの所得の目安につきましても、できるだけ土地柄によつて収穫が違ひますとか、只今のお話がありました、一毛作二毛作の区分によつてそれ、所得が違ひますとか、そういう状況を成るべく細かく実情を明らかにいたしまして、目安を機械的な一律的なものでなくできるだけ実情に合うようなものにしたしまして、農家の所得税の適正を期したい、かように考えておるような次第でございます。で、実はこの点につきましまして、昨年来議院の農林委員会に、ある程度の資料を差上げまして、御審議をお願いしたのでござい

すが、本年は只今或る農家につきましても、私共の手によつて調査をいたしましたのもございまして、機会がござい

ますれば、この委員会にも御報告を申し上げます。御批判を仰ぎたいとかやうな心組でございまして、これは私の私見でございまして、大蔵省といまして、この問題をどういふように探り上げるかまだ確定しておりません。が、私共の調査と、これが税務署、財務局と共同して調査したのでござい

ますから、こういうような試みを全国に致すような準備を進めておりますので、本年の農家に対する所得税の課税といましては、昨年より格段の改善をいたす、かような決心を固めておるような次第でございます。

○池田宇右衛門君 私の質問に対して、ただ一点課長と我々と所見を異にしておる、見解の相違であるとするならば、それは止むを得ないのでありま

すが、一言この際政府当局として胸に置いて頂きたいことは、何故今年の更正所得の決定に對しまして、私共の長野縣あたりの農家が率先して各税務署に一齊に押し掛けたが、恐らく全国の農家が税務署に押し掛けた原因は、決して農家の所得税賦課に對して公平適切でなかつた結果であると斷言せざるを得ないのであります。同時に今日政府が相当奨励や、こうしたあらゆる物資を農家に特配し、リンクして、そして米、麦の主食の供出をしなればならぬ原因はどこにあるか、いわゆる農家に対して税制が適正公平であつたならば、これ程苦しまなくてよい

が、又先程私が申し上げました通り相当供出して、それだけ眞面目な農家が供出すればそれだけの農家は収入があつたといつて所得税を増加されて徴税されておるのが現在でありまして、農家は正直者が馬鹿を見るというやうな実情に追い込まれているのであります。これに思いをいたして所得税を賦課するにおいては、十分に考慮し、今日のごとく中等学校を出て二、三年くらいで直ぐに事務官の名稱を與えまして、強制的に、課税徴収するやうな方法に実は悪徴税と斷言せざるを得ないのでありますから、よろしく税務の当局といましては、この点を考慮いたしまして供出の農家に対しては、三〇%をこゝというふうなお考えであります。が、私共は決してさうな低い課税を賦課されていくというのを自分自らも勿論であります。が、農家全体からはさうな声を聞いておりませんので、この点を十分御認識なさつて課税をして頂くと同時に、所得税は速かに農家に対するところの労銀を、労

力を資本として認めて、これを控除する方法をとられんことを希望いたします。して質問を打ち切ります。

○岡村文四郎君 これは所得の賦課に關連いたしますが、一課長に申し上げたいと思ひますが、生産費の調査を基準として値段を決めるのでなく、パリティ計算による物價の高騰指數を基準にして價格を決めておられますが、どちらにしても日本の原始的農業を営んでおるので、なんぼしても農産物の價格の決め方には適合いたしません。それだから……それは日本の政府が決めるのでなく、相手方があるので、これはなか／＼困難で方法がつかんと思ひますが、それにしましては購買率の非常に大きいものをこの資料に入れてな

いという事です。それは例えば農具と書いて、鋤や鎌や鋤というやうなものを書いてありますが、そんなものは農具ではありませんが、これは消耗費の一部で、最近一番高くなつております馬具、それを農具に入れたければならぬと思ひます。それから家畜のこ

とを申し上げましたが、これも考えてみればあれは八年とか十年とか分りません。そうしてこれも上げることが当然なのに、それも又上げない、ただ政府がなんとか安くしようとも考えておりますが、安くなるとも言えないやうな資料を拾つておりますから、こういう結果になりますから、なんぼさうして頂いても日本の原始的農業には、今のパリティ計算による取極めのものでは正當な價格は出ないというのを十分に考慮になつて、向うのどうにか納得されるやうな方式を変えて、そして今後やつて貰わなければいかんと思ひます。この点十分お考え置きを願ひたいと思ひます。

それから課税の問題であります。これは非常にむづかしいのであります。必要経費を差し引いた残りに所得を賦課することになつております。これは税の建前だそうでありまして、百姓の税の立て方はそれとは全然違ふ意味でなくてはならぬ筈であります。所得税によらず、普通の給料生活者と同様に考えますと、村に例を引きますと、普通の生活者……百姓の村の負担が著しく重くなつて参ります。それは給料取でないというやうな建前でありまして、労賃を計算して課税を出すようにいたします。これはやればできます。必要経費を差引くだけではありません。全部必要経費にして差引きますと、その必要経費を受けた家族に對して課税をすればよいのであります。ところが現在の大蔵省のお考え、それから一般政府のお考えから考えてみますと、今後の百姓は夜を日に繼いで一生懸命働いて、闇賣りを多くした者はどうにか助かつて行くという結論が出るのであります。それは非常に歎かわしいことで、そういうことではいかんのだから、何らかの方法によつて、働く者が馬鹿を見ないように、正直者が馬鹿を見ないようにしたいと思ひます。我々はやつて参りましたがこ

いから諦めております。そこで仕方がありませんから、夜を日に繼いで働いて普通供出をしたあとは闇に流す、こ

ういうふうになければ立つて行かない。若しそれがそうでないという御議論がありましては聞きいたします。が、現在の状態では必要経費は雇人以

においては今後考慮を要する点として、肥料の生産が思わしくないと予想される、或いは削減される見込であるとか、こう悲観的のこと、それから又最後に地下足袋、作業衣、ゴムタイヤ、チューブ等は報奨用として配給せられるものの外は、現在の生産量から極めて困難であるように思われるところいうふうに農林省が申入れられた事項については、むしろそれが実現が非常にむずかしいようなふうの参考資料を頂いて、実は啞然としたのであります。

この問題は恐らく臨時生産確保措置法で事前割当をせらるる際に、只今岡村さんから仰せになつたような裏打ち物資の計画を当然お立てになることと思ふので、その資料を……。実は事前割当を、最近において行われるように新

聞でも拜見しておりましたので、その資料が本日出ることと予想しておりますところが、案に相違したところいろいろあります。岡村さんの今の御質問の御要望の点、又私只今申し上げました点について

て、早急に資料を整へ願つて、御提出願いたいと思います。農林省並びに安本の方とよく御相談つて、お願いいたします。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十三分散會
出席者は左の通り。
委員長
理事
楠見 義男君
羽生 三七君
石川 準吉君

委員
藤野 繁雄君
門田 定藏君

門田 定藏君

池田宇右衛門君

柴田 政次君

星 一君

赤沢 與仁君

加賀 操君

徳川 宗敬君

山崎 恒君

板野 勝次君

國井 淳一君

岡村文四郎君

國務大臣

農林大臣

政府委員

經濟安定

政務次官

農林政務次官

農林事務官

(畜産局長)

説明員

總理廳事務官

(經濟安定本部)

生活物資局長

總理廳事務官

(物價廳)

第二部長

大藏事務官

(主税局監理)

第一課長

食糧管理局長官

忠 佐市君

安孫子藤吉君

東畑 四郎君

長谷川 清君

中川 以良君

北村 一男君

平田左武郎君

周東 英雄君

英雄君

中川 以良君

北村 一男君

平田左武郎君

周東 英雄君

英雄君

中川 以良君

十一月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

一、家畜市場法を廃止する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律

(地方税の免除)

第一條 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)第三十七條第三項の規定により都道府県から資産の譲渡を受け、又は畜産に関する農業協同組合が馬匹組合の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第百六十六号)第四條の規定により都市を区域とする馬匹組合から資産の譲渡を受ける場合において、当該財産の移轉に対しては、地方公共団体は、地方税を課することができない。

(登録税の課税標準の價格の特例)

第二條 畜産に関する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が競馬法第三十七條第三項の規定により都道府県から不動産若しくは船舶に関する権利を承継する場合又は畜産に関する農業協同組合が馬匹組合の整理等に関する法律第四條の規定により都市を区域とする馬匹組合から不動産若しくは船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受ける場合の不動産又は船舶の價格は、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該権利を都道府県から承継する場合にあつては馬匹組合連合会(縣を区域とする馬匹組合を含む。)が競馬法第三十七條第二項の規定により都

道府県に譲渡した直前の帳簿價格により、畜産に関する農業協同組合が当該権利を都市を区域とする馬匹組合から承継する場合にあつては都市を区域とする馬匹組合が譲渡する直前の帳簿價格による。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

家畜市場法を廃止する法律案

家畜市場法を廃止する法律

家畜市場法(明治四十三年法律第一号)は、廃止する。

附則

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

昭和二十三年十一月三十日印刷

昭和二十三年十二月一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局